

川西市バリアフリー重点整備地区 基本構想(第2期基本構想) (概要版)

基本構想(第2期基本構想)策定の目的と意義

川西市には、鉄道駅が15駅(JR2駅、阪急電鉄2駅、能勢電鉄11駅)あり、そのうち能勢電鉄の絹延橋、滝山、鶯の森、一の鳥居、笹部を除く10駅が特定旅客施設(日平均乗降客数5,000人以上)です。川西能勢口や雲雀丘花屋敷、川西池田、北伊丹、山下の各駅では駅構内のバリアフリー整備は行われていますが、その他の駅では整備が十分ではありません。

そのため、本市では平成16年8月に川西市の交通バリアフリーの基本方針、整備方針と、川西能勢口駅及び川西池田駅周辺地区を重点整備地区とする特定事業を示した「川西市交通バリアフリー重点整備地区基本構想(第1期基本構想)」を策定しました。

そして、この第1期基本構想策定後4年が経過し、この間、交通バリアフリー法とハートビル法とが一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が平成18年12月に制定・施行されるなど、高齢者や障害者などあらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現ができるよう、建築物

や交通機関等における連続的なバリアフリー化を実現することがますます求められています。

また、第1期基本構想では、国の基本方針、整備方針の見直しなどが予定されていたことから、平成18～19年度を目途として第2期以降の基本構想策定を進めることとしていました。

このようなことから、第1期基本構想で対象とならなかった地域(川西能勢口駅及び川西池田駅周辺地区以外)を対象に、バリアフリー新法に基づくバリアフリー重点整備地区基本構想(第2期基本構想)の策定に着手し、山下駅、畦野駅、平野駅、多田駅、鼓滝駅及びその周辺地区の基本構想を策定しました。

本市では、この基本構想に掲げる重点整備地区内の事業から着手し、最終的には全ての鉄道駅や全ての市域を対象に交通事業者、道路管理者、公安委員会、建築物管理者等とともに、バリアフリー整備を進め、高齢者、障害者等だれもが住みよいまちづくりを目指します。

基本理念・基本方針

みんなが共に楽しく暮らせるまちづくり

整備目標時期は、第1期基本構想と同様に平成22年度とします。

- 1.重点整備地区をモデルとして段階的に整備を進めます
- 2.ユニバーサルデザインの導入を進めます
- 3.誰にとっても優しい駅舎をめざします
- 4.交通バリアフリー環境整備を進めます
- 5.公共公益施設、商業施設等の建築物のバリアフリー環境整備を進めます
- 6.こころのバリアフリーを進めます
- 7.市民・事業者・行政の協働で進めます

特定事業

重点整備地区の範囲

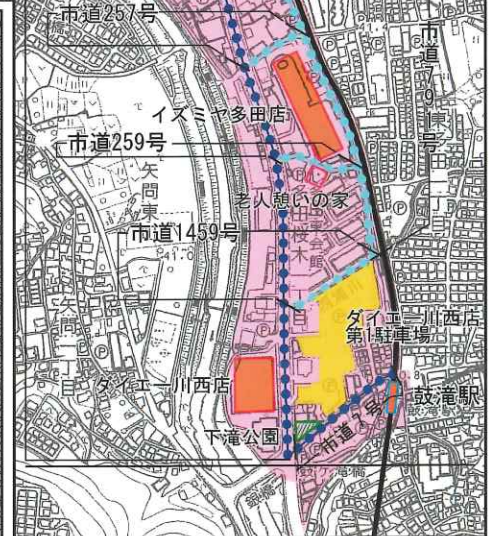
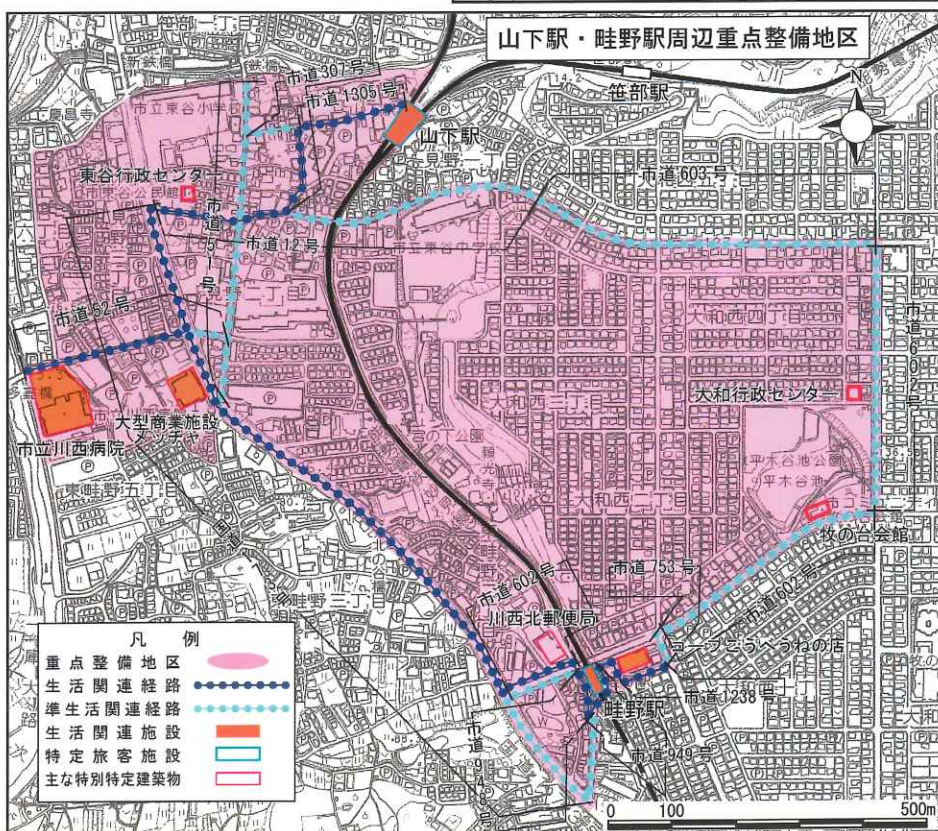
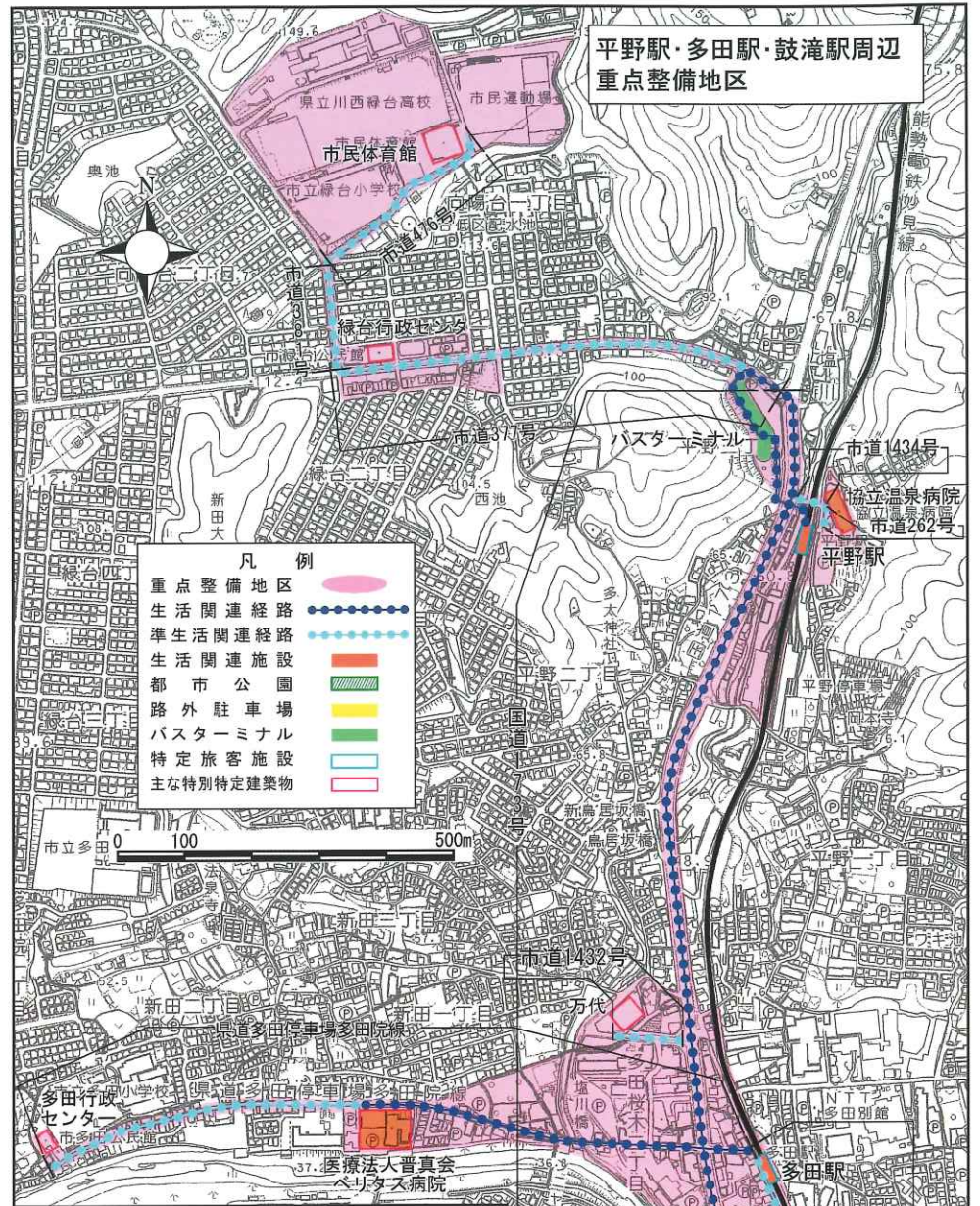
本基本構想における重点整備地区は、「山下駅・畦野駅周辺地区」及び「平野駅・多田駅・鼓滝駅周辺地区」の2地区とし、その範囲は図のとおりとします。

【重点整備地区の設定手順】

1.生活関連施設として、①特定旅客施設（山下駅、畦野駅、平野駅、多田駅、鼓滝駅）、②これらを中心とする半径 500m 程度の徒歩圏内の公共公益施設、大規模商業施設を選定

2.生活関連施設の間を結ぶ国道や県道、市道等の主要な道路を生活関連経路として選定

3.設定した生活関連施設および生活関連経路（又は準生活関連経路）を含み、かつ施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲を重点整備地区として設定



■重点整備地区内でおこなわれる主なバリアフリー整備の内容

公共交通特定事業：鉄道事業者、バス事業者が実施する事業（概要）

特定旅客施設（1日当たりの平均的な利用者は5,000人以上）において実施する事業で、障害のある人等の移動や利用に適したエレベーター、トイレ等の整備のほか、鉄道、バス等の車両の整備に関する事業

■能勢電鉄が実施する特定事業の内容

- ・エレベーター等による段差解消（畦野・平野）
- ・傾斜路等による段差解消（多田・鼓滝）
- ・多機能トイレの整備（多田・鼓滝）
- ・階段手すりの改良（畦野・平野・多田・鼓滝）
- ・点字ブロック（内方線付き）の整備（畦野・平野・多田・鼓滝）
- ・拡幅改札機の整備（畦野・平野・多田・鼓滝）

（各駅共通）

- ・車いす利用者等の乗降時における適切な渡し板の取り扱いの実施
- ・駅係員や乗務員のバリアフリーに関する研修・教育の推進

■阪急バスが実施する特定事業の内容

- ・低床バス車両の導入
- ・バス車両への筆談用具の設置
- ・ベンチ付き上屋の設置
- ・みやすい時刻表ほか、表示物の設置
- ・運転手（乗務員）のバリアフリーに関する研修・教育の推進

道路特定事業：道路管理者が実施する事業（概要）

道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等のほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業

- ・歩道の整備・歩道の幅員確保・歩行者空間の確保
- ・防護柵の設置・改良
- ・側溝蓋改良や路肩の整備
- ・バリアフリー化に配慮した舗装
- ・違法広告物等の撤去並びに防止に関する広報啓発活動
- ・歩道の段差や波打ちの改良
- ・歩道のすり付けや勾配の改良
- ・歩道橋のエレベーター整備

- ・案内標識の整備
- ・点字ブロックの整備・改良
- ・歩道上の迷惑駐輪対策
- ・歩道上の不法占用対策
- ・交差点・横断歩道上の違法駐車対策

交通安全特定事業：公安委員会が実施する事業（概要）

高齢者等感應式信号機や音響式信号機、道路標識や横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取り締まりの強化や広報及び啓発活動に関する事業

- ・生活関連経路等について、視覚障害者や高齢者用の信号機の設置、改良
- ・交差点における信号サイクルの見直し
- ・道路標識・道路標示の適正な設置

- ・道路管理者等との合同取り締まりの実施
- ・ボランティア等との協働による広報・啓発活動の実施

建築物特定事業：建築主等の施設管理者が実施する事業（概要）

法律に定められた不特定多数の人が利用する建築物において、障害のある人等の移動や利用に適したエレベーター、トイレ等の設置に関する事業

市立川西病院	・施設内外の経路上で必要な箇所に点字ブロックを設置 ・医療従事者としてのバリアフリーに関する研修・教育の推進
大型商業施設メッチャ(阪急ニッショーストア山下店他)	・社員や従業員のバリアフリーに関する研修・教育の推進
コープこうべうねの店	・社員や従業員のバリアフリーに関する研修・教育の推進
ベリタス病院	・医療従事者としてのバリアフリーに関する研修・教育の推進
協立温泉病院	・医療従事者としてのバリアフリーに関する研修・教育の推進
イズミヤ多田店	・次期改装時に多機能トイレを増設（平成20年4月に実施されました） ・社員や従業員のバリアフリーに関する研修・教育の推進
ダイエー川西店	・社員や従業員のバリアフリーに関する研修・教育の推進

都市公園特定事業：都市公園の施設管理者が実施する事業（概要）

法律で定められた公園において、障害のある人等の移動や利用に適した園路、休憩所等の設置に関する事業

下滝公園	・出入口の幅の確保	・傾斜路の設置	・点字ブロックの敷設
------	-----------	---------	------------

基本構想策定後の継続的な取り組み（スパイラルアップ）について

- ・基本構想の実現に向けて、事業主体である公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、各施設管理者等との協議を継続して行います。
- ・基本構想の実現に向けて、事業主体である公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、各施設管理者及び関係団体、市民等で構成されるバリアフリー推進協議会（仮称）等により、計画の進行管理や施工後の維持管理への点検評価等、段階的なバリアフリー整備に関する協議等が継続して行われるような、スパイラルアップのしくみを構築していきます。

※スパイラルアップ：具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。